

令和5年 第2回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和5年2月24日（金） 13時55分～16時10分
場 所	阪南市役所第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 八 田 三 紀          委 員 辻 雅 之          委 員 水 島 浩 子          委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>生涯学習部長 伊 瀬 徹          生涯学習部副理事 丹 野 恒          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼給食センター所長 河 野 貢          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          学校教育課長 石 原 慎          中央公民館長 伊 藤 典 明          こども政策課長 山 本 浩 司          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 花 元 英 夫          学校教育課長代理 井 谷 匡 志</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和5年第2回定例教育委員会を開会する。  
本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。  
署名委員に水島委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和5年第1回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和5年第1回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆協議事項第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(案)について」(生涯学習推進室)

(教育長)

協議事項第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(案)について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

非常勤の特別職を新設し、また、本条例の別表に掲げる委員報酬を改定するための措置として、令和5年第1回定例会に提案するため、教育委員会に協議するものである。

なお、施行期日は令和5年4月1日の予定である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

いじめ防止対策委員会委員がいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態にかかる調査業務を行う場合の時給を追加することだが、ここで言う重大事態とは、どのようなものか。

(花元学校教育課長代理)

重大事態は、同法第28号第1項で規定されている。第1号は、生命、心身、又

は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案で、報道等で大きく取りあげられるような、自死の案件があった場合などである。第2号は、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案で、目安として30日の長期欠席があり、その不登校の要因にいじめの疑いがある場合である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

#### ◆協議事項第2号「阪南市営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）について」（生涯学習推進室）

(教育長)

協議事項第2号「阪南市営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

少子化による利用率の低下に加え、老朽化が著しいことから、市内6か所の市営プールを廃止するための措置として、令和5年第1回定例会に提案するため、教育委員会に協議するものである。

なお、施行期日は令和5年4月1日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

令和4年度から始まった水泳授業の民間委託だが、支障なく実施できているか。また、具体的な委託先は。

(学校教育課長)

尾崎スイミングに委託して、各小学校では全児童に対し年に3回ずつ実施している。アンケートを取ったが、おおむね好評で、現在も令和5年度の委託に向け、事務を進めているところである。

(水島委員)

市営プールの老朽化は著しく、廃止はやむを得ないと考えるが、一般開放がなくなって子どもたちが家の近くのプールで安価に泳ぐことができなくなるのは残念に思う。

また、そもそも水泳授業は泳ぐことができるようになるのが目的なのか。民間委託をする前から年に3回程度しかなく、泳力を身につけるには足りないと感じていた。

(生涯学習推進室長)

参考資料に明記しているとおり、現時点においては代替施設を建設する予定はなく、一般開放がなくなるので、近隣市町の公営プールか民営プールを利用してもらうこととなる。だが今後、行財政構造改革プラン改訂版に掲げる各取組に注力し、効果額を生み出すことで、将来的に何らかの代替措置を講じることができればと考えている。

(学校教育課長)

学校水泳は、水泳授業を実施することで泳力と体力を向上させることを目的としている。委託前は雨や雷など天候に左右されて実施回数を確保することが困難だったが、民営プールへの委託により年間を通じて実施することができるようになったため、年3回の実施を確実に6年間積み重ねることができるようになったことと、専門のインストラクターによる指導により、泳力がつくものと考えている。

(教育長)

市営プールには、水泳授業を実施する場、そして、市民が水泳をする社会体育施設という二つの役割があった。前者は民間委託をして効果も現れ、好評を得ている。一方、後者としては利用者の減と施設の老朽化が著しい。私も学校に勤めていた時、水泳授業は命に係わるものなので排水口やポンプ、プールサイドの床下の状況を点検していたため、その状況の困難さをよく把握しているが、現在の本市には改修して維持管理していただくだけの財政力がなく、施設の更新や安全確保の持続可能性を見直した時、廃止もやむなしと決断したものであり、ご理解いただきたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第2号について、案のとおり協議が整ったものとする。

#### ◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則の一部改正（案）について」（教育総務課）

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則の一部改正（案）について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

令和5年度以降も引き続き検討するに当たり、教育に関する見識のある者の意見を強化するための措置として、阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則の一部を改正し、委員の人数構成を見直すことについて、教育委員会の議決を求める。なお、施行日は、公布の日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第5号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」(生涯学習推進室)

◆議決事項第2号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

関係する案件であるため、報告事項第5号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」、続けて議決事項第2号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について」の2件について生涯学習推進室の報告・説明を求める。

(生涯学習推進室長)

まず、報告事項第5号について報告する。

社会体育施設の3期目の指定期間が令和6年3月末で満了するのに伴い、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例に基づき阪南市社会体育施設の指定管理者選定委員会を設置するための措置として、必要な事項を定める要綱を制定したので、報告する。なお、施行期日は、決裁の日である令和5年2月13日である。

資料に基づき、報告する。

続いて、議決事項第2号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について」説明する。

先述の要綱の制定に伴い、新たに阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員を委嘱するもので、任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から当該指定管理者の指定期間が満了する日又は指定の取消しの日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告・説明を受けて、質問等はないか。

(教育長)

議決第2号、委員候補者の経歴が資料に記載されており、充て職としてではなく、人物重視での選任であることがよくわかる。

来年度が指定管理期間3期目の最終年度ということだが、トータルで何年となるのか。また、今後の選定スケジュールは。

(生涯学習推進室長)

社会体育施設の指定管理期間は1期が5年間であるため、来年度末で15年間となる。

令和6年4月からの5年間の指定管理者の選定に向け、本年3月と4月に開催する指定管理者選定委員会で募集要項・仕様書を取りまとめ、5月から公募し、6月の選定委員会で候補者を選定し、9月議会に指定議案を提案するというスケジュールを進めることを想定している。

(教育長)

社会体育施設への制度導入以来、民間企業と阪南市体育協会との共同体が指定管理を請け負ってきたが、民間ならではの企画力と体育協会の地域性、それぞれの特性を生かして運営している、指定管理の好例であると考えます。

本市の施設として初めて指定管理者制度を導入したのが社会体育施設だったか。

(生涯学習推進室長)

事業としては平成19年7月に導入した留守家庭児童会が最初であるが、施設としては社会体育施設が初めてである。

(水島委員)

現在はミズノグループが指定管理者であるが、1期目・2期目の選定の際、他の事業者からも応募があったのか。

(生涯学習推進室長)

過去の指定管理者選定において、他の事業者から問合せはあったものの、実際に応募してきたのはミズノグループだけであった。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

令和5年1月4日から1月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した4件について、報告する。

1件目は、阪南吹奏楽団等からなる泉州市民バンドフェスティバル実行委員会主催「泉州市民バンドフェスティバル2023」である。令和5年4月9日、たかいし市民文化会館アプラ大ホールにおいて、一般の方を対象に、泉州地域の11の市民吹奏楽団による吹奏楽の演奏会が開催される。

2件目は、阪南市商工会青年部主催「モルック阪南大会事業」である。参加者に阪南市の魅力をPRし、スポーツを通じて地域活性化を図るため、令和5年4月1日、せんなん里海公園で、一般の方を対象に、フィンランドの伝統的なゲームをも

とに考案された、老若男女が楽しめるスポーツ、モルックの大会が開催される。

3件目は、大阪府立青少年海洋センター主催「春のマリンフェスティバル」である。令和5年3月21日、大阪府立青少年海洋センターにおいて、一般や家族の方を対象に、カヌーや小型ヨットの体験、クルージングなどのマリンスポーツが実施される。

4件目は、宮城復興支援センター主催「国際交流&イングリッシュキャンプ」である。令和5年4月と7月の土日、小学生を対象に、国立淡路青少年交流の家と京都府立るり溪少年自然の家で、英語を使用した野外活動や防災アクティビティキャンプが実施される。なお、一般の小学生は有償だが、東日本大震災を始めとする災害により避難している児童等は無償で招待される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

モルックとはどのようなスポーツか。

(教育総務課長)

スキットルという木製のピンを複数立てておき、モルックという棒を投げて倒し、得点を加算していったら、先に50点ちょうどになった人が勝ち、というものである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「第4回阪南市立学校のあり方検討委員会について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「第4回阪南市立学校のあり方検討委員会について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和5年1月16日に開催した、第4回阪南市立学校のあり方検討委員会について報告する。

これまで行ってきた第1タームのソフト面についての検討の過程で出された各委員の意見等を事務局が集約し、それを中間報告案として議論していただき、その後、第4回の議論を踏まえ、検討委員会からは令和5年2月15日付けで中間報告をいただいた。

各委員からは、審議資料のいずれの項目の教育についても、新しい取組により期待される効果が多いことから導入することに前向きな意見があった一方で、それに伴う学校現場の負担や人材確保、また、地域の特性や施設面、財政状況など懸念されることも多いため、新しい取組に対して慎重な姿勢の意見もあった。さらに、これまでに築き上げてきた人材や地域性、文化などの地域コミュニティを活かした市

民協働による取組を求める意見や、阪南市独自の教育などを求める意見、子どもたちや先生方の視点による議論が必要との意見もあった。

また、ソフト面の検討であっても、施設などのハード面に密接に関連する事項も多くあり、今後の第2タームのハード面の検討も踏まえ、第3タームの答申に向けて検討していくとのことである。

市は、答申を尊重して令和6年度中に新たな整理統合・整備計画を策定することとなる。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

第1ターム終了後の中間報告書では、教育委員会事務局としての考え方を示さなかったが、その理由を改めて説明願う。

(教育総務課長)

これまで検討委員会で議論していただいたソフト面の6項目については、検討委員会事務局から審議資料として国や大阪府、現在の市の状況と今後の展望を示したうえで、委員の意見を伺った。今後は第2タームでのハード面の検討も踏まえて出される本検討委員会からの答申を受け、それを尊重したうえで教育委員会としての考え方を固めていきたいと考えている。

(教育長)

さらに広くたくさんの方の意見を募ることも必要であるし、また、地理的条件や地域との関係性、通学方法や校区の広がり、施設面などのハード面も併せて検討しないと事務局としての方針を出すことはできない。

現在は統合した学校であっても子どもの数が想定以上に少なくなっており、それに連動して教員の数も減っており、各校長は人事面での苦労があるようだ。その他の面でも、規模が小さくなりすぎた学校では課題の解決が難しくなっていると感じる。

ただ、統合ということになれば通学距離が長くなること、教育コミュニティの組替えが必要となって地域との関係性が希薄になるおそれがあることが懸念される。

令和5年度はハード面についてしっかり議論し、第3タームでソフト面とハード面を併せた答申を出すように努めてほしい。

(水島委員)

現在は以前に比べて発達障がいやその可能性があると思われる子どもが増えており、障がいのある子どもも含め、支援を必要とする多くの子どもたちに対してきめ細やかな対応がなされている。だが、そのための人員確保は難しいのではないかと感じる。

(学校教育課長)

ご指摘どおり、本市でも支援学級に入級する子どもは増加傾向にある。昨年、国や府から支援学級での授業を少なくとも半分程度は行うことを求める通知があったが、本市では、入級している子がどのような支援を必要としているかを把握し、必要な支援をしていくこととしている。

(水島委員)



個々に応じた支援をしていきたいのに、充分に行えないという状況に、もどかしさを感じる。

(柴崎委員)

小中一貫教育の項目に記載されている義務教育学校を何度か訪ねたことがある。規模は比較的小さく、小中一貫教育を実施するために施設面が一新されたというのが特徴であった。

また、かつて小学校に隣接した中学校の校長を務めていた際、小中一貫教育を実施していた学校の校長をお招きして、小中の連携についての校内研修をしたことがあった。その方によれば、たとえ同じ職員室にいても小中の教員間の文化の差が大きく、小中それぞれに教頭はいても校長は一人で、その差の解消に大変な労力を要するとのことであった。例えば、小中合同の運動会でトリの種目を何にするかということで喧々諤々。一事が万事そのような調子で、物事が前に進まないとのことだった。小学校と中学校それぞれの良いところを高め合うというのが理想ではあるが、お互いの文化を急に変えることは難しく、現実にはそのような側面もある。小中一貫教育は、途切れることのない教育というプラスもある反面、マイナス面もあるということ認識しておかなければならない。

また、学校選択制については、市民は何をもって学校を選択するのかということが問題だ。市域が広く、様々なバリエーションがあるならともかく、中学校であれば4校しかない本市において、各校が特色を出して選んでもらうというのは、難しい部分もあるのではないかと。

学校選択制で成功しそうなのは、近年増加しつつある、従来の通学区域は残したままで、特定の学校については通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める、特認校のタイプであると考えている。近隣市の先行事例では、保護者の期待どおりの学校であるとの評判を聞く。

検討すべきことは膨大であるが、阪南市のより良い教育のため、各項目のデメリットも勘案しながら、柔軟に考えていただきたい。

(教育総務課長)

例えば小中一貫教育に導入に係る課題として、管理職の負担増大や、ご指摘のあった小中の文化の違いといったことは検討委員会でもご意見いただいたところである。それらの意見も踏まえながら、今後の議論を進めていきたい。

(教育長)

中間報告書の3頁、平成28年度に文部科学省が公表した数値として、令和5年度以降の義務教育学校が100校とあるが、これは何を示しているのか。

(教育総務課参事)

平成28年度に文部科学省が調査した結果、今後の見通しとして公表した校数である。そのため、現状との乖離が大きくなっている可能性はある。

(教育長)

小中一貫教育は、小中の校種間の段差を解消するのに有効な手立てであるとして、当初は一気に広まったが、最近では失速している印象があり、この数年は新規開設が

あったのか知り得ていない。一方で、特認校のシステムは、小規模になりすぎた学校を継続させる目的もあって過疎部などで増加傾向にある。そのため、この資料については、それぞれの校数だけでなく、各校の開設年度も検証してトレンドを捉える必要があると考える。

また、項目2「学校と地域について（コミュニティ・スクール）」についても、先行事例の評価が徐々に出てきているので、参考にすることが重要だ。

さらに、第3タームで答申をいただくに際しては、先進校を実際に視察することも必要だ。理念だけでは決定できないこともあると考える。

(水島委員)

そもそも、児童・生徒数の減少に伴って教員の数は減るものなのか。

(生涯学習部副理事)

公立学校の教職員は、通常の学級と支援学級の数に応じて法律に基づき都道府県が配置するもので、学級数が減ると教職員数も減ることになる。しかしながら、行事数は減らず、新しいカリキュラムは増える一方であるため、一定数の教職員がいなければ学校運営は難しくなるし、教職員の負担は増える。

(水島委員)

支援を必要とする多くの子どもたちにきめ細かな教育をしたい、多様性に対応していきたいという現場の思いに反し、学級数のみで一律に教職員数が決められる現行制度には疑問を感じる。

(生涯学習部副理事)

中間報告書の項目5「少人数学級について」にも記載があるとおり、昭和34年度には50人学級だったのが、令和3年度以降段階的に学級編成基準が35人へと引き下げられつつあり、国においても少人数化という流れはある。しかし、それよりも早く子どもたち自身や取り巻く環境の多様化が進んでいると実感している。そのためにも十分な教職員数で対応したいのだが、全国的に教員のなり手が不足している状況であるため、引き続き、人材確保に努めなければならない。

(教育長)

教職員の配置が学級数で定められる中、独自で教職員を確保している自治体もないわけではないが、本市では加配教員で何とか対応しているという状況だ。

現在ほどの職種でも人手不足が甚だしいが、教員も例外ではなく、特にこの4～5年は教員離れが急激に進んでいる。教員は時間外勤務手当の代わりに教職調整額として、給料月額の4%を基準として各都道府県が定める割合の金額が支給されているが、時間外勤務が常態化している現状にはそぐわず、過労と教職ならではの心労が重なり、精神休職する教員も多い。教員の働き方改革も謳われているが、処遇面での抜本的な改革が必要となっているのではないかというのが意見だ。都道府県間で教員の奪い合いは激化しており、教育長の会合では必ず話題にのぼるほどだ。先日も大阪府都市教育長協議会から文部科学省と大阪府に対し、「教員確保に向けた志望者増加のための抜本的対策」と「通級指導教員定数の確保」について、緊急要望を提出したところである。

(辻委員)

先月、大阪府都市教育委員会連絡協議会主催のオンライン研修があり、講師がかつて東京都の公立中学校で校長として務めていた際、学級崩壊を止めるために固定担任制をやめ、学校全体で生徒をみることにした、といった経験を話しておられた。公立の義務教育の学校でも、そういった大胆な取組を実行することで、教員の心身の負担を減らすこともできるのだと知った。

(教育長)

オンライン研修には私も参加し、現行の制度の中で、当たり前と思っていることを変えられるのだと気付いた。固定担任制廃止の他にも、宿題なしの取組や、修学旅行先を生徒たちが自ら決め、あるグループは数人だけで修学旅行に行くなど、柔軟な発想ができることを知り、大変参考になる研修だった。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「令和4年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」 (学校教育課)

(教育長)

報告事項第3号「令和4年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」学校教育課の報告を求める。

(花元学校教育課長代理)

令和4年12月21日に開催した、令和4年度第2回いじめ問題対策連絡協議会について報告する。案件は、(1)重大事態の対応について、(2)令和4年度までの認知件数等について、(3)いじめの傾向と対策について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

多様な専門性に富んだ委員で構成される協議会で、毎回内容の濃い会議となっている。今回も、虐待や新型コロナウイルスの影響、家庭の教育力など、いじめにとどまらず多岐にわたるご意見をいただいた。

この会議録はどのように活用しているのか。

(花元学校教育課長代理)

元々、市のウェブサイトで公開しているが、令和3年度第1回分までは各校に紙媒体で配布し、全教員に供覧するよう指示した。そのうえで、教員のいじめ認知力、指導力、アセスメント力を向上させるための取組をどのように行うか計画するよう依頼し、その後各校でそれらの取組を実施した結果、どのようになったのか、令和3年度の2学期に報告を受けた。以降の会議録については、現時点では市ウェブサイトで公開したものを閲覧するようという指示にとどまるが、今後時機を見

て、各校教員と内容を共有し、いじめ問題対策に活用したいと考えている。

(生涯学習部長)

各校長に対しては、校長会の場で私から紙媒体で会議録を配布していることを申し添える。

(教育長)

本市の学校園教育基本方針でもいじめは重大な人権侵害であるという記述があるが、先般、関係団体の方から、いじめ問題はもはや人権問題であり、いじめ行為をするときには人権的に問題のある発言や行動があることが多いはずだ、との指摘を受けた。いじめ問題は積極的認知により増加の一途をたどっているが、一方で差別事象や人権事象の件数は増えていない。この実態をどう受け止め、改めていくかが問われている。そして、このいじめ問題対策連絡協議会の会議録は人権担当者や養護教諭、支援教育担当にとっても学ぶところが多いはずだ。せっかくの協議会の成果を、校長どまりとせず、忙しい現場の教員へも確実に届くよう、要点を整理して伝えてほしい。

(学校教育課長)

本会議録は指導主事全員で共有していきたいと考えている。各校のいじめ・不登校対策委員会には、人権担当者や養護教諭が含まれており、生徒指導担当者だけでなく、あらゆる研修の場でも伝えていきたいと考える。

(教育長)

「警察としては、いじめは犯罪だと認識している」との委員発言や、虐待との関係の指摘など、傾聴すべき部分は多い。会議内容を先生方によく届けてほしい。

(教育長職務代理者)

会議録7頁、マスクがあるから表情がわからない、遠くからでは誰かわからない、細かいことの積み重ねでトラブルに発展する、とある。3月13日以降マスクの着用は原則不要となるが、学校では卒業式などの行事もある。いつ、どのように対応していくのか。

(学校教育課長)

文部科学省からは、大阪府教育庁を通じて卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方が示され、児童生徒や教職員はマスクをはずすことが基本とされた。4月以降は、学校現場では基本的にははずすことになると思うが、個々の事情も踏まえ、マスクをはずすことを強要することなく、各自の意思を尊重しながら進めていきたいと考えている。

(教育長職務代理者)

報告事項第2号で辻委員がおっしゃっていたオンライン研修で、斬新だと思ったいじめ問題の解決方法があったので紹介する。相手を嫌いなのはどうしようもないので、本当は良い人だと思いこんだり、無理に仲良くしようとしたりするのはやめる。ただ、3年間、あるいは6年間、その相手といがみ合っていくのは嫌だということ、うまくやっぺいこうということについて、お互いに合意させ、その方法を子どもたち自身に考えさせる、というものだった。人が集まれば大人でもいじめ問題

は起こるが、会社でそうやって回避しているのではないかと。子どもたち同士は仲良くしなければいけないという固定概念があったが、それは無理だから、うまくやる、衝突しないということが大事だ、という教え方もあるのだと学んだ。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアルの策定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアルの策定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市教育委員会が所管する指定管理者制度導入施設の更なるサービス向上に向け、指定管理者、施設所管課が行う点検・評価に加え、専門的かつ多様な視点での評価を目的とする第三者によるモニタリング等を、統一的なルールで行うため、阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアルを策定したので報告する。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

モニタリングという手法が導入されることにより、指定管理が導入された施設に対する評価がわかりやすくなる。また、その主体も、指定管理者自身、施設所管課、施設所管課と指定管理者の協働によるものに加え、その指定管理者を選定した選定委員会が、制度導入後は続けて各専門分野の第三者として俯瞰的に評価することで、選定する側もされる側もそれぞれ責任を負うことになる。この手法は今後は指定管理という制度に欠かせないものとなっていくだろう。まずは令和5年度に制度を導入する文化センター及び図書館からということだが、今後対象施設が広がり、モニタリングの結果が活用されることで社会教育施設全体が活性化していくことを期待している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和4年度第2回阪南市子ども・子育て会議について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第6号「令和4年度第2回阪南市子ども・子育て会議について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和5年1月20日開催した、令和4年度第2回阪南市子ども・子育て会議について報告する。議題は、(1) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について、(2) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、(3) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。各課の報告を求める。

<学校教育課>

3月14日 公立中学校 卒業式  
3月17日 公立小学校 卒業式  
3月22日 公立幼稚園 修了式

<生涯学習推進室>

1月29日～ 阪南市生涯スポーツ指導者認定講習会(全4回)  
2月5日 阪南市健康マラソン大会  
2月27日～ 古文書講座 初級編(全5回)  
3月18日 まちの歴史発見講座②

<公民館>

3月5日 [尾崎公民館] 子ども将棋広場  
3月7日 [西鳥取公民館] ミモザの日(国際女性デー)  
黄色い愛らしいミモザの花でリース  
または花束を作りませんか(講座)

- 3月12日 [東鳥取公民館] 阪南市版社会教育士企画講座  
「水が大切 阪南市の水利用の歴史②」  
(フィールドワーク)
- 3月18日 [西鳥取公民館] 西鳥取公民館和太鼓発表会
- 3月25日 [尾崎公民館] パソコンの困りごとを解決「パソコンサポート」  
[東鳥取公民館] 講堂でグランドピアノをひいてみませんか

<図書館>

- 2月14日・17日 「はじめましての会」  
\*指定管理者による図書館ボランティア向けの説明会
- 2月17日 令和4年度第3回図書館協議会
- 2月28日 令和4年度第2回阪南市子ども読書活動推進会議
- 3月6日 絵の本ひろば入門講座
- 3月21日 親子で楽しむ自然体験講座

※いずれも2月24日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件②「令和5年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」（学校教育課）

(教育長)

その他案件②「令和5年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

令和5年度版に改訂するにあたり、委員の皆さまからもご意見いただきたく、今回は案をお示しする。いただいたご意見を基に再度検討し、次回教育委員会議で議決していただきたいと考えている。

資料に基づき、主なポイントについて説明する。

(教育長)

本方針（案）は大阪府教育委員会作成の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を参考に策定してきたが、新たに令和5年度からの大阪府第2次教育基本振興計画が始まるのに伴い、令和5年度に向けた府の指導・助言事項も大きく改訂され、格段に良いものとなった。例えば、文末が「〇〇すること」に統一され、どこで・だれが・どの機会に、というのが明記され、理解しやすくなった。それと比べ

ると本市の方針（案）は、やや網羅的で漠然とした印象を受ける。また、「方針」であるから、本市教育委員会の考えを述べたものではあるが、現行の文体は命令形ではない。令和5年度の方針については、指導・助言事項が示されたばかりということもあり、このとおりとするが、令和6年度以降は府の大改訂を参考にして、受け手がわかりやすいように変えていく必要があると考える。

また、前回の本会議で読書と学力の関係について委員からご指摘いただいたところだが、府の指導・助言事項では、複数の重点項目において、心の教育・確かな学力・学校図書館の活用といった文脈内で何度も読書の重要性が述べられている。本市でも小中学校全校に学校図書館司書を配置しているが、方針では軽く触れているに過ぎない。府の指導・助言事項では戦略的といってもいい焦点化・重点化された書き方となっているので、次年度はぜひ参考にされたい。

（学校教育課長）

大阪府の第2次教育振興基本計画と令和5年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項は、府で議決された後、正式に通知されることとなっている。私も指導・助言事項を読んで、非常にわかりやすいものになったとの感想を持った。本市の方針も学校園に理解してもらい、使ってもらえるものでなければならないと考えるので、令和6年度の方針については、府の計画と指導・助言事項を参考にして検討していきたい。

（教育長）

方針は、年度当初に一読して終わりではない。実際に使ってもらえるものを策定されたい。

他に、質問等はないか。

（全員）

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

（教育長）

その他、何かないか。

（柴崎委員）

阪南市の小中学校で通級指導教室が増えてきていると聞いたが、どういった状況か。

（学校教育課長）

令和4年度は小学校2校で新たに設置され、小学校は全校に設置されたことになった。中学校は現在2校だが、令和5年度にはさらに2校設置してもらおうよう大阪府に要望しているところであり、それが叶えば小中学校全校での設置ということになる。結果は間もなく届く予定なので、後日報告する。

（柴崎委員）

通級指導教室が設置されたら、個々の児童生徒に対してきめ細やかな対応が可能



となり、保護者にとっても喜ばしいことだ。教育委員会事務局は人材確保には苦勞するだろうが、是非活用していただきたい。

(教育長)

個の特性が尊重される今、支援の方策として通級指導教室は非常に有効である。保護者が安定するし、二次的な障害とも言える段階へ進むことを阻止できる。さらに、個別や少人数で教わることで、言葉の力や計算する力が身につく。令和5年度は全校に設置されたら良いのだが。

(学校教育課長)

教育委員会事務局としても、切に望んでいるところである。

(教育長)

今回の令和5年第3回定例教育委員会は、令和5年3月24日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第2回定例教育委員会を閉会する。

以上